

(令和3年1月7日時点)

① 児童生徒等の同居する家族等が感染した場合

「児童生徒等が濃厚接触者に特定されなかった場合」
・個別の事例の状況（PCR検査の受検等）により出席停止とすることができる。
・臨時休業は実施しない。

「児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合」
出席停止とする。（詳細は②へ）

② 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

【児童生徒等の出席停止】
○開始日：濃厚接触者と特定された日
●終了日：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日目

【臨時休業について】
原則として、実施しない
※保健所、学校医、県教育委員会と相談の上、実施の可否を判断する。

PCR検査等の受検

「検査結果「陰性」」
臨時休業は実施しない。

「検査結果「陽性」」
直ちに臨時休業を実施する。（詳細は③へ）

③ 児童生徒等の感染が判明した場合

【児童生徒等の出席停止】
○開始日：感染の判明した日
※判明前から症状があり、欠席していた場合は最終登校日の翌日から
●終了日：医師等が登校を認めた日の前日まで

【学校の臨時休業】
保健所による濃厚接触者等の特定及びPCR検査等の受検並びに校内の消毒作業等の実施に要する期間
(概ね2日間程度 ※土日等を含む)

保健所、学校医、県教育委員会等と相談し、感染者の学校内での状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討の上、臨時休業の期間・規模を決定する。

学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合
【例】
・家庭内感染ではない感染者が、複数発生している
・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

学校内で感染が広がっている可能性がないと考えられる場合

・学校の臨時休業の継続
・一部(学年や学級)の臨時休業を継続し、その他は登校再開

・登校再開
※濃厚接触者は出席停止
※感染リスクの高い活動の見直し

上記対応を原則として、対応の詳細については個別の事例ごとに保健所、学校医、県教育委員会等と相談し、阿南市新型コロナウイルス感染症対策本部において検討の上、総合的に判断する。